

## 新司法試験の選択科目に関する議論の概要

### 1 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）

- (1) 意見書61頁，資料集56頁

司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべきである。

- (2) 意見書72頁，資料集62頁

司法試験を、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである。

- (3) 意見書66頁，資料集59頁

法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである。

必置科目や教員配置等についての基準を定めることにより、法曹養成のための教育内容の最低限の統一性と教育水準を確保しつつ、具体的な教科内容等については、各法科大学院の創意工夫による独自性、多様性を尊重することとする。

### 2 新司法試験実施に係る研究調査会報告書（平成15年12月11日）

- (1) 新司法試験を通じて選抜すべき法曹像（報告書3頁，資料集102頁）

新司法試験の実施に当たっては、法科大学院における教育及び司法修習との有機的連携に配慮する必要がある。

- (2) 試験科目の範囲（報告書5～6頁，資料集104～105頁）

- ・ 選択科目の試験範囲については、選択科目の選定を待って、法科大学院におけるカリキュラム編成や教育内容等を踏まえ、別途検討すべきである。なお、選択科目とそれ以外と科目との間で、それぞれの法分野の領域が重なり合うことがあり得るが、そのような場合においてもそれぞれの領域に境界を設けて試験範囲を狭めることなどはせず、出題に当たっては、例えば「公法系科目」として改正司法試験法に定められた科目の分野からの出題として適当であるかといった観点から判断する。

(3) 出題の在り方（報告書 9～10 頁，資料集 108～109 頁）

選択科目については，公平性の観点から，各科目の出題範囲の在り方を検討するとともに，出題方針等について何らかの共通する基準を設定することが必要であり，選択科目の選定結果や法科大学院における教育内容を踏まえて検討すべきである。

(4) 問題数，配点，試験時間等（報告書 10～11 頁，資料集 109～110 頁）

論文式試験の問題数は，各科目 2 問とする。

論文式試験の配点は，例えば，公法系科目及び刑事系科目については，各問 100 点配点の計 200 点満点，民事系科目については，200 点配点の問 1 問と 100 点配点の問 1 問の計 300 点満点，選択科目については，各問 50 点配点の計 100 点満点とするなど，公法系科目，民事系科目，刑事系科目及び選択科目間の比率を 2：3：2：1 程度とする。

論文式試験の試験時間は，公法系科目及び刑事系科目については 4 時間程度，民事系科目については 5～6 時間程度，選択科目については 3 時間程度とする。

- ・ 選択科目の問題数については，各科目の試験範囲がある程度幅広いものとなることが見込まれるとともに，出題分野について著しい偏りを生じないように配慮する必要があることなどから，他の科目と同様 2 問とする。
- ・ 配点の科目間における配分は，現行司法試験における科目間バランス，新司法試験における各科目を構成する法律分野の数や開設準備中の法科大学院の教育内容等を考慮して，例えば，各科目の配点を，公法系科目 200 点（100 点×2 問），民事系科目 300 点（200 点×1 問，100 点×1 問），刑事系科目 200 点（100 点×2 問），選択科目 100 点（50 点×2 問）とし，公法系科目，民事系科目，刑事系科目及び選択科目間の比率を 2；3；2；1 程度とする。
- ・ 十分に問題を解析し，問題点を抽出させた上で，それらについて自らの考えを組み立て，論理的かつ説得的に表現させることを可能とするために，答案作成に必要とされる時間に加え，事例・法令の分析及び答案構成のための時間を十分に確保するのが適当である。選択科目については，具体的な事例問題の出題なども考慮し 3 時間程度とする。

(5) 採点の公平性・調整の問題（報告書 11～12 頁，資料集 110～111 頁）

選択科目間における難易度格差を調整する方策を講ずるものとする。

- ・ 複数の選択科目間においては，出題方針等の共通基準を定めたとしても，ある程度難易度の差が生ずることは避けがたいことから，客観的かつ公平な評価を確保する観点から，難易度格差を調整する方策を講ずるものとする。

(6) 総合評価の在り方（報告書 13 頁，資料集 112 頁）

総合評価は，短答式試験の得点と論文式試験の得点を合算して評価するものとし，その際の配点については，短答式試験と論文式試験の比重を 1：4 程度とする。

総合評価の判定に当たっては，上記に加え，論文式試験科目ごとに最低ラインを設定する。

- ・ 各科目ごとに，法曹となろうとする者に必要な最低限度の能力等を有しているかを的確に判定するため，論文式試験について，科目ごとに最低ラインを設定し，これに達しているかも判定するものとする。

なお，最低ラインの設定方法及び水準は，法科大学院における教育内容や各科目における具体的な出題内容などを踏まえて検討すべきである。